

補欠登録された方へ

入学予定者として決定された他の方が、区外への転出や、私立・国立学校等へ入学するなどの理由により、入学を辞退され、学校の受入予定人数に空きが生じた場合は、補欠登録順に繰上げ当選となります。

繰上げ当選となった場合は、補欠登録された方の意向を確認したうえで、順次、繰上げを行います。

なお、繰上げ期限を過ぎて、区役所から連絡がない場合は、通学区域の学校を入学先として決定します。補欠登録を辞退し、通学区域の学校への入学を希望する場合は、繰上げ期限までに「補欠登録辞退届」を提出してください。

繰上げ期限 小学校 令和8年2月6日(金)
中学校 令和8年2月13日(金)

ご注意

繰上げ期限まで入学先が確定しない場合があります。前もって通学区域の学校への入学準備を進める場合は、繰上げ当選となる可能性も考慮いただき、変更可能な範囲でご準備ください。

私立・国立学校等に入学することが決まった方へ

「指定学校外就学届」及び入学予定校から交付される市区町村提出用の「入学許可書」「許可証明書」「承諾書」「証明書」などを提出してください。(77ページ)

お願い

抽選後の繰上げ当選を待つ方のため、また学級編成を円滑に行うためにも、1月中の届出にご協力をお願いします。

引っ越しの予定のある方へ

住吉区内で転居する場合

住吉区内の学校の中から入学を希望する学校を選択し、「希望調査票」を提出期限である10月31日(金)までに提出してください。

住吉区外へ転出する場合

入学前に住吉区外へ転出した場合は、転出先の住所地の学校に入学することになります。

転出予定時期が決まりましたら、住吉区役所まで連絡してください。

転出後の手続きについては、転出先の区役所・自治体に確認してください。

新たに住吉区内に転入する場合

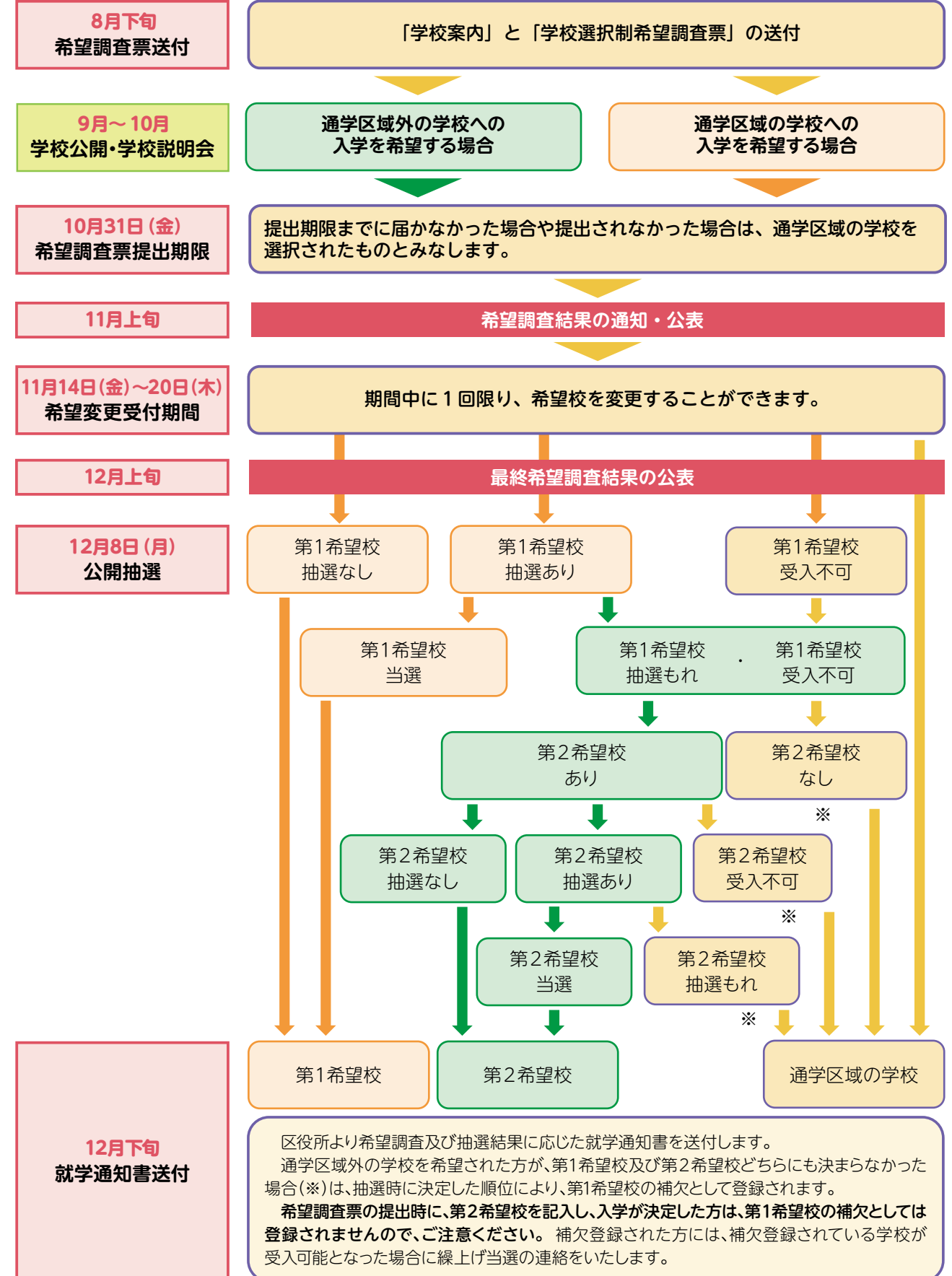
希望校の変更受付期間(11月14日(金)～20日(木))終了後に住吉区内に転入し、通学区域外の学校への入学を希望する場合は、受入予定人数に空きがある学校の中から選択することができます。

通学区域の学校への入学を希望した場合は、必ずその学校に入学できます。

その他

- 「障がいがある」「就学に不安を感じている」など、入学に向けての相談がある方は、お住まいの通学区域の学校または、在籍中の小学校に相談してください。(12～13ページ)
- 提出いただきました希望調査の内容については、学校選択制の円滑な実施を目的に、必要に応じて各学校と情報を共有することがあります。
- 学校選択制の公正な運用のため、居住実態に疑義が生じた場合などには、生活実態調査を行うことがあります。
- 入学を希望する学校の通学区域に一時的に住民票を異動するなど、生活実態の伴わない虚偽の届出であることが判明した場合は、たとえ入学後でも、本来の居住地に基づく通学区域の学校へ転校していただくことがあります。

スケジュール



就学通知書は、入学式で学校に提出していただく書類ですので、大切に保管してください。